

吉備学会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、吉備学会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を岡山県岡山市京山1丁目2番21号 コミュニティ・プラザ連塾 に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は「吉備学」の確立と吉備地域を中心とした地域創生をめざして総合的に研究・実践することを目的とする。

「吉備学」は、吉備地域(主として岡山県、広島県東部、香川県一部、兵庫県一部)から全国・世界へ発信していくこと(「ローバル社会」)を目指した地域創生学で、人間・社会・自然・文化のすべての課題解決をめざす総合学である。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 講演会、シンポジウムなどの地域創生活動
- (3) 吉備地域を中心とした活動団体等との連携事業
- (4) 研究部会、研究発表会
- (5) 会報などの発行
- (6) その他の事業

第3章 会 員

(種別と資格)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した学生以外の個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した高校生以上の学生個人
- (3) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- (4) 賛助会員 本会の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(会費)

第6条 本会の会員は次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 3,000円
- (2) 学生会員 年会費 1,000円
- (3) 団体会員 年会費 5,000円
- (4) 賛助会員 一口 10,000円以上

なお、上記会費を滞納した場合は、理事会において、退会したものとみなすことができる。

(入会)

第7条 本会の目的に賛同する者は何人も、所定の申込用紙を理事会に提出することで、会員になることができる。

第4章 役員

(種別および定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 1名

(選任等)

第9条 理事および会計監査は、総会において会員から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 会計監査は、理事を兼任することができない。
- 4 事務局長および事務局次長は会長が任命する。

(職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、学会運営を分掌する。
- 3 理事は、理事会に出席し、本会の運営に当たる。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 5 事務局長・事務局次長は、会長の指示の元で事務局の運営に当たる。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会 計

(事業経費)

第12条 本会の事業経費は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会が議を経て、会長が委嘱する。

(規約の変更)

第15条 本会の規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛同がなければ変更できない。

付 則 本会の会則は、平成19年3月19日より施行する。

- 2 本規約は、平成20年3月15日より一部変更する。(第2章 第4条(3))